

# サッカーボールに込められた願い

逢見直人

## サッカーボール製造と児童労働

2006年ワールドカップ出場をかけた予選リーグが始まった。私も日本選手の活躍を期待している一人である。ところで、サッカー公式戦に使われる手縫いのサッカーボールの8割はインド、パキスタンで製造されており、そこではわずかの工賃で多くの子どもが働かされていたことはご存知だろうか。

インドやパキスタンで手縫いのサッカーボール生産が盛んなのは、両国がサッカーの母国イギリスの植民地であった時代に、サッカーボールの修理などの技術を集積したことによると言われている。サッカーボールの生産の中核になっているのがパキスタン東部のシアルコットという都市である。1997年にはシアルコットで七、八千人の児童がサッカーボールづくりにかかわっていると指摘された。

ILO（国際労働機関）は、労働における基本的原則や権利について普遍的原理を定めたものとして中核的8条約を規定しているが、そこでは児童労働に関して二つの条約を掲げている。一つは児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育修了年齢以上とするよう規定した条約（138号）であり、もう一つは18歳未満の子供が奴隷労働、性、薬物密売、健康や道徳を損なうおそれのある労働といった最悪の労働に従事しないよう即時の効果的な措置を求める条約（182号）である。しかし、ILOの2002年の報告によれば2億4600万人が、ILO関連条約が禁止している児童労働に従事している。

## FIFA ライセンス生産における労働慣行指針

児童労働を根絶するための取り組みは、ILOだけではなく、ユニセフなどの国際機関、各国政府、経営者団体、企業、労働組合、NGOなどによって進められている。その象徴的事例が、サッカーボール製造における児童労働の廃絶である。

フェアであるべきスポーツの世界で児童労働というアンフェアな実態があることは、国際的な問題になり、1996年国際サッカー連盟（FIFA）、国際自由労連（ICFTU）、国際繊維被服皮革労組同盟（ITGLWF）、国際商業事務専門職技術労連（FIET、2000年からは組織統合によりUNIとなった）の4者によって、「FIFAライセンス商品生産に関する労働慣行指針」が締結された。これによってFIFAのライセンス契約で生産されるサッカーボール製造業者は、児童労働を含む国際的労働基準を遵守することを義務づけられた。シアルコットも98年から児童労働撤廃の運動を町ぐるみで始め、2000年にはパキスタン政府から「児童労働撤廃モデル都市」に指定された。このような地道な努力がある一方で、児童労働が相変わらず行われているという実態もある。

こうした問題を解決するためには、世界中の多くの人々が児童労働といった人権の問題を地上からなくすべきであるといった強い決意を持つこと、そしてその解決に向けてILOのような国際労働機関だけではなく、企業、労働組合、NGOがそれぞれの立場で、継続的に取り組むことが重要である。

2004年12月に宮崎でICFTU「第18回世界大会」が開催された。ICFTUは世界の152カ国233組織が加盟する世界の労働組合センターで、組合員は合計で1億4800万人の組織である。日本からは「連合」が加盟している。ICFTUは10年以内での児童労働の廃絶をめざして各国のNGOと連携した活動を進めている。

ICFTU宮崎大会では、ゲストスピーカーとして、ムカバ・タンザニア大統領、ハロネン・フィンランド大統領が演説を行った。この2人の大統領は、ILO「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」<sup>1)</sup>の共同議長を務められた。ムカバ大統領は演説のなかで、「利益よりも大切なものは人間だ。グローバル化の配分は偏っている。あまりにも多くの人が落ちこぼれた。児童労働をもたらす貧困と闘うべきだ。フェアなグローバル化を求めていきたい」と、ハロネン大統領は「労働者はグローバル化の成果を公正に配分されていない。このままでは子供たちにより未来は実現できない」と訴えた。

毎年5月は、IFAT（国際フェアトレード連盟）に加盟するNGOが一斉にフェアトレードをアピールする「世界フェアトレードデー」が開催される。今年は5月14日がその日になっている。フェアトレードとは、貿易によって貧困を減らすことを目指し、経済的に立場の弱い開発途上国の生産者が収入を得て自立できるよう支援する運動のことで、途上国の生産者が望ましいと考えるだけの公正な対価を、先進国の側の消費者が支払うことで、子供の権利や安全で健康的な労働条件を守ることを目指している。日本のフェアトレード専門店でも、児童労働の廃絶をめざしたサッカーボールの販売を行っている<sup>2)</sup>。

また、ACE（Action against Child Exploitation）は世界に流通するサッカーボールの製造に多くの子供たちが携わっている現実と、フィールドの外でのフェアプレーを世界に呼びかけるイベントとして、チャリティ・フットサル大会を主催している<sup>3)</sup>。

2004年アテネオリンピックの開催に当たり、労働組合とNGOによる「オリンピックでのフェアなプレイを」(Play Fair at the Olympics)というキャンペーンが展開された。このキャンペーンは、労働組合とNGOが中心となってオリンピックに公式参加しているスポーツ用具、ウェア商品を生産している多国籍企業を対象に、強制労働、児童労働、団結権、団体交渉、残業、安全衛生、生活賃金などの基準が守られているかなどについて監視し、問題点があればこの事実を公表し、改善を求める運動である。このキャンペーンの参加団体はICFTU、ITGLWF、CCC（クリーン・クローズ・キャンペーン）、オックスファム等のNGOである。

なぜスポーツ用具、ウェア産業が対象になったかと言えば、ナイキ、アディダス、リーボック、プーマ、フィラ、アシックス、ミズノ、ロト、カップ、アンブロといった大企業は、アテネオリンピック協賛企業として、運動選手とのスポンサー契約やオリンピックの商標をついた製品を販売したり、アスリートやチームにスポンサーの製品を身につけさせるなど宣伝や販売促進のための行動をとっている一方で、製造においては、中国、インドネシアからトルコ、ブルガリアといった国々で、商品のカッティング、縫製、組み立て、包装を行っており、その商品は世界中の小売網を通して販売されており、そのなかのいくつかの企業では、労働基準を守ることに積極的に取り組んでいない事例が見受けられるからである。

「オリンピックでのフェアなプレイを」キャンペーンは、スポーツ産業におけるサプライチェーンでのディーセント・ワーク<sup>4)</sup>を確保するために、スポーツ部門での枠組み協定<sup>5)</sup>を通して、企業が労働組合やNGOと一緒に取り組み、これらの産業、企業とITGLWF間に対話を継続し、問題解決に向けた取り組みを進める運動である。UIゼンセン同盟もITGLWFの傘下組織として、このキャンペーンに参加している。このオリンピックキャンペーンは、2004年アテネ大会に続き、2006年冬季トリノ大会、そして2008年北京大会

まで継続される。

- 1) 同委員会報告書(邦訳)は、ILO 駐日事務所から刊行されている。(参考文献参照)
- 2) フェアトレードのサッカーボール販売、NGO が専門店で(2002年4月12日、朝日新聞朝刊22頁)、フェアトレードボール日本でも販売始まる(2004年12月10日、日経産業新聞、21頁)
- 3) 第1回チャリティ・フットサル大会は2002年3月24日、東京スタジアム(調布市)で開催され、第2回は2005年4月2日 J-foot 浦和美園コートで開催された。UIゼンセン同盟は両大会の趣旨に賛同し、資金、物品などの支援を行った。
- 4) ディーセント・ワークという言葉は、ソマヴィア ILO 事務局長が1999年の就任時に打ち上げた新しい目標で、「安心して働くことのできる仕事」とか「働く価値のある仕事」といった意味である。その意味するところについて、日本 ILO 協会50周年記念式典における講演でソマヴィア氏は次のように語っている。「世界の人々が、今、最も望んでいるものは、基本的人権に次いで、ディーセントな仕事ではないかという結論に至ったのです。これは子どもに教育を受けさせることができ、比較的しっかりと家族を養うことができ、30~35年くらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金がもらえるような労働を意味します。これは単純で比較的理解しやすく、特別の道具は何もいらないとあえて申し上げることができます。しかし、世界を見渡すと、現実には、これは信じられ

ないくらい達成が難しい目標でした」。

ILO がこうした目標を提示した背景には、グローバル化の進展とそれによる影の部分の人々の暮らしに大きな影響を与えているということがある。ILO はディーセント・ワークの実現に向けて、「働く人の権利」「雇用」「社会的保護・保障」「社会的対話」という4つの戦略目標を打ち立てている。児童労働の廃絶など、働く人々の人権確保がディーセント・ワークの第一歩である。

- 5) 労働組合の国際産業別組織(GUF)とカウンターパートとなる産業(経営者団体)あるいは個別多国籍企業が、①ILO 中核的8条約などに定められた労働基準の遵守、②結社の自由などの労働基本権の尊重、③労働者の教育訓練機会の提供などを、国際枠組み協定(International Framework Agreement)として締結している。自動車、食品、化学、建設、小売といった産業分野の大規模多国籍企業と関係するGUFとの協定事例がある。しかし、スポーツ産業については2005年3月時点でこうした協定が結ばれていない。

#### 参考文献

- グローバル化の社会的側面に関する世界委員会(ILO 駐日事務所監訳)(2004)「公正なグローバル化——すべての人々に機会を創り出す」ILO 駐日事務所。  
初岡昌一郎編(1997)「児童労働——廃絶にとりくむ国際社会」日本評論社。

(おうみ・なおと UIゼンセン同盟副会長)